

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という)及び各ブロックが主催する研修事業、セミナー事業等及びテキストの執筆や試験問題の作問等において、講義や執筆等を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師の定義)

第2条 この規程において、「講師」を次のとおり定義する。

- 1 内部講師 本会会員が務める場合
- 2 補助者 本会会員が講義及び演習の補助を務める場合
- 3 外部講師 前2号以外の講師

(外部講師の基準)

第3条 外部講師は、次のとおりの基準とする。

(1) 基準1

- ① 評論家、作家等の社会的著名人

(2) 基準2

- ① 大学(短大・養成施設)教授、特に高度な専門的資格・知識を有する者(医師・弁護士等)
- ② 大規模法人・事業所の施設長・社会福祉協議会事務局長

(3) 基準3

- ① 大学(短大・養成施設)准教授、高度な専門的資格・知識を有する者(医師・弁護士等)
- ② 法人・事業所の施設長等

(4) 基準4

- ① 大学(短大・養成施設)の講師、専門的資格・知識を有する者
- ② 法人・事業所の管理主任者等

(5) 基準5

- ① 専門的資格・知識を有する者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等)

(6) 行政講師基準

2 内部講師は、次のとおりの基準とする。

(1) 基準6

- ① 日本社会福祉士会本部研修の伝達研修講師、本会委員会内部での研修会等の講師等、
- ② 本会が独自の事業を自主的かつ主体的に執行する場合における会員の講師等
- ③ 会員以外も含めた研修会の場合における会員の講師

(2) 基準7

- ① 研修等のファシリテーター・補助者等

(謝金の支給額)

第4条 謝金は、前条に規定する基準によって次のとおり支給額を設定する。ただし、謝金の受け取りを辞退される場合は、この限りではない。

講義・演習・シンポジウム等謝金(税込み)

区分	1単位(60分)の単価	旅費	備考
基準1	【注1】	実費	
基準2	18,000円	実費	
基準3	15,000円	実費	
基準4	10,000円	実費	
基準5	8,000円	実費	
基準6	5,000円	実費	
基準7	3,000円	実費	
行政講師基準	【注4】		

【注1】知名度、過去の実績等を考慮し、予算の範囲内において、本会主催の場合は会長が、ブロック主催の場合はブロック代表が、それぞれ判断して決定することができる。

【注2】謝金は、あらかじめ講師に依頼し、合意したプログラムにおける発言時間及び講義・演習時間で算出することができる。

【注3】認定社会福祉士の謝金は、基準の30/100を限度に加算し支給することができる。

【注4】講師の手取りは、上記額から源泉徴収分を除いた額で設定することができる。

【注5】各自治体の基準に沿った額で設定することができる。

2 前項の規定に関わらず、これにより難しい場合は、その都度、本会主催の場合は、会長が当該研修を担当する理事とブロック主催の場合は、ブロック代表が当該研修を担当する役員等と協議の上、決定することができる。

3 委託事業における謝金等は、委託事業の仕様書及び委託費の範囲内において決定することができる。

(謝金の時間単位)

第5条 90分を超える講義等については、30分単位の金額を加算することができる。

(その他の謝金)

第6条 その他の謝金については、次のとおりの基準で支給することができる。

(1) 模擬試験等作問料(税込み)

区分	金額	備考
作問料	1,000円	1問あたり
事例作問料	5,000円	一事例あたり
問題採点料	150円	1人あたり

(2) 執筆謝金(税込み)

区分	金額	備考
----	----	----

執筆料	1,000円	A4・1頁(1600 字程度 あたり)
改訂・監修料	5,00円	1章あたり

2 項の規定に関わらず、これにより難しい場合は、本会理事会に諮り決定することができる。

(謝金の支払方法)

第7条 謝金の支払いにあたっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うことができる。
ただし、講師が所属する法人に謝金を支払う場合は、源泉徴収は行わないことができる。

(講師の旅費)

第8条 講師の旅費交通費・宿泊費・日当については、一般法人岩手県社士会旅費・日当等の支払細則
第2号の基準とする。

(委任)

第9条 の規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規定は2007年10月13日施行する。

附則

1 この規程は、2025年1月11日施行する。